



NO COPY

再複写無効

様式第2号（第5条関係）

菊生環第238号

一般廃棄物処理業許可証

御前崎市宮内248-5

株式会社アドバンス中部サービス

代表取締役 高瀬 晴康 様

平成30年2月21日付けの一般廃棄物処理業許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成30年3月8日

菊川市長 太田 順



- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1 業務の内容 | 収集・運搬 |
| 2 取扱い廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物
(し尿、浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く) |
| 3 有効期間 | 平成30年4月1日から
平成32年3月31日まで |
| 4 営業区域 | 菊川市 |
| 5 その他 | 裏面「一般廃棄物処理業(収集・運搬)許可条件」を遵守すること。 |